

# 静岡市・浜松市の視察報告

都市合併部会報告

## 静岡市・浜松市の視察報告 I

専門委員 庭山 隆夫

平成14年度の当研究会の先進地視察は、4月1日付で合併し、2年後に政令指定都市をめざす新「静岡市」と、平成17年春の合併特例法の期限内に政令市に向けて準備を進めている浜松市。1月30～31日の2日間、小島秀薫代表幹事ほか専門委員ら17名が参加した。

実は当研究会は、平成6年度に隣接の清水市との合併に動き出した静岡市を視察している。しかし、当時を振り返ってみると、両市の行政当局、議会、経済界とも、まだ合併にはいくつかの障害や意見の相違が見られ、当分の間は政令市実現は難しいだろうという印象を受けた。ところが、2001年になって総務省が政令市の指定要件である人口規模を70万人に緩和することになったことから両市の合併が急速に現実化した。両市の合併協議会が話し合った結果、合併の期日を平成15年4月1日、新市名を「静岡市」と決定し、昭和60年代から懸案になっていた両市の合併・政令市移行の夢がようやく現実のものとなった。

合併の具体的条件は、すでに合意に達しており、今後は周辺自治体の参加を視野に入れながら2年後にはさいたま市に次いで全国14番目の政令市が実現する見通しだ。



◀静岡商工会議所で開かれた意見交換会

## 合併実現への道程

静岡商工会議所で開かれた当研究会との情報交換会には遠藤一紀静岡商工会議所専務理事、相談役で前副会頭の青島廣幸氏、静岡青年会議所元理事長の織田高行氏、長嶋誠一郎総務部長ら両市合併の推進役が参加した。

まず遠藤専務理事が合併に至るまでの経緯の概要と今後の展望・抱負について挨拶、小島代表幹事が当研究会の紹介、今回の視察目的について説明したあと、青島相談役が両市合併実現までの道のりについて裏話を交えて懇切に語った。とくに市名決定までの経過、情報公開を原則とした話し合いなどいくつかの山を乗り越えた経緯について「我慢と忍耐の4年間だった」と述懐していたのが印象的だった。

つづいて織田氏が「合併協議会設置請求の住民発議等の活動と合併協議」について、青年会議所の活動を中心に説明した。両市のJ Cが合併に向けて話し合いを開催したのは平成元年。東京と名古屋の中間に位置する両市は、これといった特色やアイデンティティーがないのが悩み。18～23歳の若者約5,000人が毎年外に出てしまい、人口は減少気味だ。これは両市が活力に乏しく経済も停滞し、明るい将来展望に欠けているから、と指摘されていた。

こうした危機感から両市のJ Cは両市が合併し、政令市になって魅力ある都市に飛躍しようと住民参加型の合併運動を推進していくことにした。そこで住民発議による合併協議会をつくらうと、署名運動を展開した。市民ボランティアの協力もあって目標を達成し、合併協議会設立にこぎつけた。「マスコミを巻き込んで情報を徹底的に公開したのが成功の要因」と織田氏は語る。

最後に長嶋氏が両市の政令指定都市市民会議の活動について説明した。

## まず住民発議による合併協を

このあと質疑応答が行われたが、合併合意に至るまでの障害、合併協議会設立に向けての住民発議の経緯について織田氏は「静岡市300名、清水市150名のJ C会員だけでは署名集めは難しく、市民ボランティア2,000名の協力で規定の署名集めに成功した。また60回にわたって市民の声を聞きながら合併の必要性を訴えるタウンミーティングを開催したのが力になった」と語った。

また前橋・高崎の合併について「特例法の期限まであと2年余、時間が切迫しているがいまからでも可能か」との質問に対し、青島相談役は「両市がやる気になれば十分可能と思う。行政の責任者や議員に頼っていてはダメで、J Cを中心とした若い人が立ち上がる必要がある。まず住民発議による合併協をつくることだ」と語った。

## 環浜名湖政令指定都市に向けて

### 浜松市が提唱。推進協を設立

03年4月、念願の合併にこぎつけた新「静岡市」に比べ、浜松市を中心とする静岡県西部の「環浜名湖政令指定都市」の構想は、昨年11月、浜松商工会議所の提唱で政令指定都市推進協議会がスタートしたばかりで、関係各市町村議会の議決を経て法定合併協議会が設置されるのは、順調にいても今年末の見込み。実現するかどうかは、今後の関係住民の意志や議会の動向にかかっている。

浜松商工会議所のヒアリングは、1月31日、浜松商工会議所で行われた。伊藤寿章浜松商工会議所常務理事は、浜松市の現状や政令市に向けての抱負を次のように述べた。

「浜松市には世界ブランド級の一部上場企業が6社ある。古くから織物・染色業が盛んで、これに楽器産業が加わり、さらに自動車、オートバイメーカー、電子機器産業の進出で、自他ともに許す工業都市として発展してきた。人口は着実に増えつづけ、間もなく60万になるので、政令市への移行条件を満たすのには問題はない。経済構造の変化や地方財政の硬直化など社会環境の変化に呼応して、地方分権の受け皿として、平成17年春まで新市の誕生・政令市への移行を実現させたい」と語った。

## 環浜名湖政令市とは

ゲスト参加した浜松市の朝月雅則企画課副主幹は「環浜名湖政令指定都市」の都市ビジョンを「環境と共生するクラスター（ぶどうの房）型都市」と位置づけていると語った。圏域のシンボルである浜名湖をはじめ、天竜川、遠州灘、北部の山々など水と緑に代表される豊かな自然環境と市民主体の活発な経済・文化・社会活動が共生する都市である。

圏域の枠組みは4市6町、人口83万人、面積818平方キロ。政令市推進協議会は今後、合併・政令市実現の是非を判断する材料として①各市町村の行政サービス水準の比較②既存の政令市、政令市をめざす地域の調査③政令市のメリット、デメリットについて研究する。そしてこの調査研究の内容を住民に広く公開し、意見を募集する予定。

これらの作業が順調に進めば平成17年後末に新市が誕生、最終目標の政令市のスタートは平成19年4月になる。

## 浜松市を歩いて

60万人近い人口を抱え、21世紀型産業集積都市をめざす浜松市だが、商業は低調気味のようにだ。老舗デパートが昨年閉店し、いまデパートは浜松駅の電鉄系1店のみ。中心市街も人通りが少なく活気がない。市の商工会議所も中心商店街の地盤沈下対策に頭を悩ましているという。

浜松市のランドマーク的存在の駅前アクトシティは地上185メートル、45階建の壮大な建物。屋上の展望台を見学しようとしたが、冬期は利用者が少なくて閉館、1階から5階のショッピングゾーン・アクトプラザも人影はまばらで、空店舗が目立つ。建設当初の計画に遠く及ばず赤字つづきの運営を余儀なくされているという。

人口の少ない静岡市は浜松市に比べ元気がいい。老舗が頑張っって商店街をリードし、活気がある。県庁、市役所が中心地にあり、その周辺に商店、デパートが展開するという街の構造が活気の秘密のようだ。商店街を歩いていても楽しい、どこか魅力がある。静岡、浜松両市を駆け足で見えて歩き、改めて街づくりのむずかしさを感じた。



◀静岡・浜松両市の視察メンバー（後方が静岡県庁）

# 静岡市・浜松市の視察報告 II

専門委員 中 島 資 浩

## はじめに

小島秀薫代表幹事をはじめとする私たち専門委員有志一行18名は、平成14年度先進地視察として、平成15年1月30日(木)・31日(金)の両日、政令指定都市への移行を視野に入れ合併を目指す静岡・浜松両市を訪ねた。

県庁所在地の新「静岡市」は、平成15年4月1日、旧静岡市（人口約46.8万人<sup>1)</sup>）と旧清水市（人口約23.5万人<sup>2)</sup>）の合併により、70万人を越える人口規模の大都市となった（〔表1～3〕参照）。そして、2年後の平成17年4月1日には、政令指定都市への移行を目指している。

一方、浜松市は、人口57.4万人<sup>3)</sup>の大都市であり、その特徴の1つとして、県庁所在地の静岡市の人口（合併前）をはるかに超える規模であり、スズキやヤマハなどの企業が立地する産業集積都市である。現在、政令指定都市への移行を視野に入れた静岡・清水の合併をにらみつつ、周辺13市町村との合併による県下最大規模となる人口約85万人の「環浜名湖政令指定都市構想」を掲げている。同じ静岡県内において、近い将来必ずや訪れるであろう都市間競争の時代を既に視野に入れた、活発な動きの現れと言える。

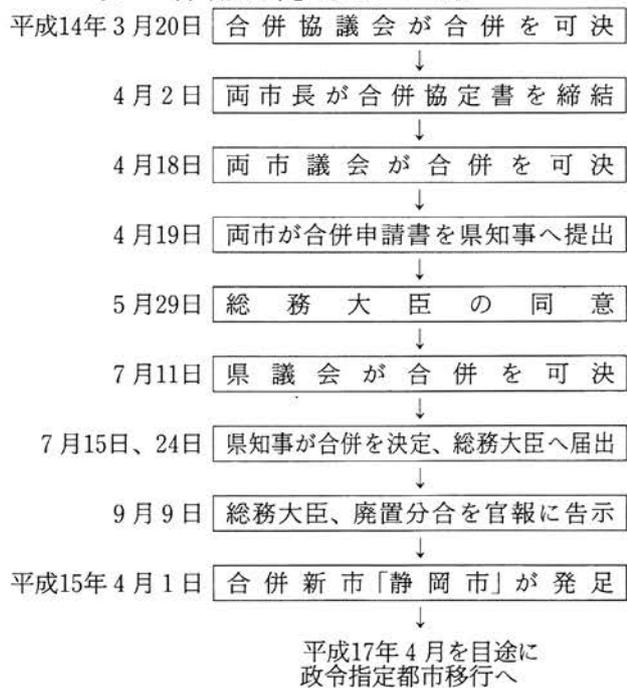
表1 合併協議会での主な決定事項

合併方式	合体（対等）
合併期日	平成15年4月1日
新市名	静岡市
事務所の位置	東静岡地区
議員定数・任期	両市の議員は合併後2年はそのまま（在任特例）
事業所税	清水市内の事業所は合併年度を含め6年間課税免除

表2 新「静岡市」データ概要

人口	706,513人（全国15位）
面積	1373.84km <sup>2</sup> （全国1位）
小売店数	8,918店
小売販売額	8,853億円
製造事業所数	2,573社
製造品出荷額	15,635億円
総農家数	9,839戸
農業粗生産額	277億円

表3 新「静岡市」発足までの流れ



また、静岡県内の合併の動きについては、前述の中部の静清合併、西部の環浜名湖政令指定都市構想の他、東部では沼津市を牽引役とする11市町村の東部政令指定都市構想（人口約62万人）も現存する。

## 1. 静清合併について（〔資料1〕参照）

### (1) 法定合併協議会の設置に至るまで

静岡・清水両市の合併に関しては、今から30数年も前から、話にはあがっていたそうであるが、その当時はやはり、「時期尚早」との見方が大勢であったようである。

しかし、昭和63年に行われた静岡市の世論調査において、市民の51.5%が「政令指定都市に向かって進めるべき」と回答したことで、静岡・清水両市の合併が、にわかに現実味を帯びてくることとなる。そして、そのことを契機として、行政・議会・経済界の各領域において、政令指定都市の調査研究を行うこととなった。

平成2年の静岡経済同友会主催のシンポジウムでは、静岡市・清水市・焼津市・藤枝市・島田市の5市長が、「静岡県中部の活性化のために、政令指定都市が必要である」との意見で一致。平成4年、100周年を迎えた静岡商工会議所が、21世紀のまちづくりビジョンを策定し、「静岡県中部地域に政令指定都市を実現すること」を提言したことによりその動きは一層活発化し、同時に合併問題について一大転換期を迎えることとなる。

そして、平成5年、静岡・清水両商工会議所青年部、静岡・清水両青年会議所、人の集まる街づくり市民会議の5団体が、「静岡・清水地域のまちづくりを考えるSSシティー構想推進協議会」を設立。同年、静岡商工会議所が、会員と静岡市民を対象に行った「政令指定都市についての意識調査」では、会員の88%、静岡市民の80%が「県中部地域が政令指定都市になることを希望する」と回答。更に、会員の91%、静岡市民の80%が、「静岡市と清水市の合併を進めるべき」と回答した。

それを受けるかたちで、翌年の平成6年には、静岡市と静岡商工会議所が共同で広域都市問題研究連絡会を設置。

そして、いよいよ、平成9年8月、まず、清水市側で、清水青年会議所が、静岡・清水両市合併協議会設置請求の住民発議を行うこととなる。その結果、当時の清水市有権者数の約21%にあたる40,419名の署名を集めることに成功。その動きに追随するかたちで、1ヶ月遅れて、静岡市側で、静岡青年会議所が、静岡・清水両市合併協議会設置賛同（任意）署名を行い、当時の静岡市有権者数の約18%にあたる62,501名の署名を集めた。この背景には、非常に綿密な戦略に満ちた部分が見え隠れする。

先述したように、この署名活動は、清水市側が先行して取り組んだのであるが、これは、静

岡市側から先行した場合の、清水市側の「静岡市に吸収合併される」というイメージを払拭するというねらいがあったように思われる。また、ここで注目すべき点は、この署名活動は、「静岡・清水の合併ありき」ではなく、合併特例法が制定されたこの時期を捉え、長年取りざたされてきた静岡・清水の合併について、「法定合併協議会という公の場をつくり、その是非を含めオープンな議論をしよう！」という呼びかけの下に行ったということである。結果的にこれが功を奏し、両市ともに有権者の2割前後という多くの署名を集めることに成功し、法定合併協議会の設置に繋がった。

#### 資料1 静岡県中部地域における広域都市問題への取り組み

昭和63年	・静岡市世論調査で、静岡市民の51.5%が「政令指定都市に向かって進めるべき」と回答。
平成元年	・静岡市行政改革懇話会が「行政改革推進のためにも政令指定都市を進めるべき」と提言。 ・静岡市議会が広域行政問題調査研究特別委員会を設置。 ・清水市行政改革推進審議会が「政令指定都市化を検討課題とすべき」と提言。
平成2年	・静岡経済同友会主催のシンポジウムで、静岡市・清水市・焼津市・藤枝市・島田市の5市長が「静岡県中部の活性化のために政令指定都市が必要である」との意見で一致。
平成3年	・静岡県中部5市5町が政令指定都市研究会を設置。 ・清水商工会議所が広域都市問題研究会を設置。 ・静岡新聞社が「静岡・清水市民意識調査」を実施。回答者（静岡市民330人、清水市民170人）の52%が「政令指定都市になることを希望する」と回答。
平成4年	・静岡経済同友会が静岡・清水両市長に「政令指定都市を目指した調査組織の設置」を要望。 ・静岡商工会議所が21世紀のまちづくりビジョンを策定し、「静岡県中部地域に政令指定都市を実現すること」を提言。
平成5年	・静岡県中部5市5町政令指定都市研究会が「政令指定都市調査研究報告書」を作成。 ・静岡市が企画部に広域都市調査室を設置。 ・静岡商工会議所が広域都市問題研究特別委員会を設置。 ・清水商工会議所が地域総合開発委員会に広域都市問題分科会を設置。 ・清水市議会が広域行政問題調査特別委員会を設置。 ・静岡・清水両商工会議所青年部、静岡・清水両青年会議所、人の集まる街づくり市民会議の5団体が、静岡、清水地域のまちづくりを考えるSSシティー構想推進協議会を設立。（事務局：静岡商工会議所） ・静岡商工会議所が会員と静岡市民を対象に「政令指定都市についての意識調査」を実施。会員の88%、静岡市民の80%が「県中部地域が政令指定都市になることを希望する」と回答。会員の91%、静岡市民の80%が「静岡市と清水市の合併を進めるべき」と回答。
平成6年	・静岡・清水両市が共同で両市の都市関連の状況等を分析した「静岡中枢都市圏形成調査報告書（基礎調査編）」を作成。 ・静岡市と静岡商工会議所が共同で広域都市問題研究連絡会を設置。
平成7年	・清水市と清水商工会議所が共同で広域都市問題調査研究協議会を設置。 ・静岡市が中核市に指定される。
平成8年	・静岡・清水両商工会議所が初めて合同で新年賀詞交歓会を開催。 ・静岡・清水両市が共同で、静岡中枢都市圏の都市圏作りの基本課題と将来イメージ等を分析した「静岡中枢都市圏形成調査報告書(2)」を作成。 ・静岡市が中核市へ移行。 ・静岡市が広域都市調査室を広域都市推進課に改編。
平成9年	・静岡市が広域都市推進課を広域行政課に改編 ・清水青年会議所が静岡・清水両市合併協議会設置請求の住民発議を行う。（署名数40,419名） ・静岡青年会議所が静岡・清水両市合併協議会設置賛同署名を行う。（署名数62,501名）
平成10年	・静岡市・清水市合併協議会設置議案を両市議会で可決。

平成11年	・静岡市・清水合併協議会で、新市グランドデザイン策定基礎調査最終報告案が承認される。
平成12年	・静岡市・清水市合併協議会で、新市グランドデザインが決定し、合併に向けたより具体的な協議を行う第2期へ移行することが確認された。
平成13年	・静岡・清水両市合併による新市の政令指定都市移行に向けた組織である「静岡市・清水市政令指定都市市民会議」の設立。(会長：静岡商工会議所神谷聡一郎会頭 事務局：静岡商工会議所) ・静岡市・清水市合併協議会が、合併の方式を対等合併、合併の期日を平成15年4月1日、事務所の位置を東静岡地区と決定した。
平成14年	・静岡市・清水市合併協議会が新市名を静岡市と決定し、両市の合併を是とした。 ・静岡・清水市両市議会が両市の合併を可決した。

## (2) 静清合併までの道のり（〔資料2〕参照）

法定合併協議会は、大きく分けて第1期協議会（平成10年5月15日から平成12年3月23日）と第2期協議会（平成12年8月2日から平成14年3月20日）とに分けられる。

第1期協議会では、合併の是非を判断するための議論を行った。そして、第13回の平成12年3月23日の協議会において、賛成多数により合併の方向性が確認された。

第2期協議会では、合併に向け、様々な項目についての摺り合わせ作業とその決定が行われた。しかし、様々な項目についての決定にばかり時間が割かれ、肝心の新市のグランドデザインについての深い議論がなされなかったことが反省点とされている。

また、第2期協議会での最大の山は、新市の名称の決定であった。全国公募により、静岡市、清水市、駿河市、駿府市、日本平市の5つに候補が絞られたが、静岡市側が「静岡市」を主張し、それを認めようとしめない清水市側が「駿河市」を推すという構図のまま、平行線をたどった。しかし、投票の結果、県からのメンバー2名が「静岡市」に投票し、新市名称は、20対18で「静岡市」に決定した。

### 資料2 静岡市・清水市合併協議会の経緯と主な協議内容

#### ◆合併協議会 第1期協議（平成10・11年度）

- 第1回合併協議会（H10.5.15）…特別記念講演等
- 第2回 〃 （H10.7.4）…全体事業計画の決定
- 第3回 〃 （H10.10.26）…両市行政現況把握調査の報告
- 第4回 〃 （H10.12.22）…新市グランドデザイン策定基礎調査の中間報告
- 第5回 〃 （H11.3.23）…新市グランドデザイン策定基礎調査の最終報告
- 第6回 〃 （H11.6.2）…新市の都市ビジョンの協議
- 第7回 〃 （H11.7.10）…市民フォーラムの開催  
（H11.7～8）…タウンミーティングの開催（両市9地区・1,275人参加）
- 第8回 〃 （H11.8.11）…市民意見のまとめ
- 第9回 〃 （H11.9.6）…新市の都市ビジョンの決定
- 第10回 〃 （H11.10.22）…新市グランドデザイン中間素案の決定  
（H11.11）……新市グランドデザイン中間素案に対する市民アンケート調査

- 第11回合併協議会 (H11.12.22) …中間素案に対する市民意見の整理  
(H12.1~2) …地区説明会の開催 (両市10地区・1,414人参加)
- 第12回 // (H12.2.24) …新市グランドデザインの決定
- 第13回 // (H12.3.23) …「合併の方向性」の確認

#### ◆合併協議会 第2期協議 (平成12・13年度)

- 第14回合併協議会 (H12.8.2) …第2期協議の協議項目及び協議の進め方の決定
- 第15回 // (H12.9.6) …合併の方式 (対等の合併) の決定
- 第16回 // (H12.11.13) …合併の期日 (平成15年4月1日) の決定
- 第17回 // (H12.12.22) …新市名称を公募すること、事務所の位置 (東静岡地区) の決定
- 第18回 // (H13.2.23) …新市建設計画策定の基本方針を決定
- 第19回 // (H13.3.23) …新市名称公募の詳細の決定
- 第20回 // (H13.4.20) …名称公募の両市名取扱の決定、事務事業すり合わせ方針の決定
- 第21回 // (H13.5.29) …名称公募の実施要項等の決定
- 第22回 // (H13.7.3) …新市建設計画中間素案の決定
- 第23回 // (H13.8.29) …新市建設計画の決定、すり合わせ項目の方針の決定
- 第24回 // (H13.10.31) …新市名称の協議、法による特例項目の協議
- 第25回 // (H13.11.19) …新市名称の協議、法による特例項目の協議、市議会議員について、  
「2年間の在任特例を適用」することで決定  
(H12.11~14.2) …地区説明会の開催 (両市46地区・5,086人参加)
- 第26回 // (H14.2.2) …新市名称の決定方法についての協議
- 第27回 // (H14.2.20) …法による特例項目のうち事業所税について、「法律が許容する最大限の特例を適用」することで決定  
新市名称決定に向けた第1段階投票を実施し、新市名称候補を「静岡市」「駿河市」「日本平市」の3点に決定
- 第28回 // (H14.2.28) …新市名称決定に向けた第2段階投票を実施し、新市名称を「静岡市」に決定  
合併の是非判断方法を決定
- 第29回 // (H14.3.20) …合併協議会として、静岡市と清水市の合併を「是」とすることで決定

### (3) 理想と現実

事務所の位置、つまり新市庁舎の位置は、東静岡地区と決まった。合併の目的の1つとして、「行政コストの削減」が挙げられる。幸い、旧静岡市庁舎新館は1986年、旧清水市庁舎は1983年に建設され、まだまだ新しい。静岡市側は、新たな市庁舎を建てることを拒んだが、清水市側は、両市の間に位置するJR東静岡駅近くに新市庁舎を建設することを要求した。かたちは「対等合併」であったが、新市名称は「静岡市」に決まったことなどもあり、結果的に静岡市側は清水市側の要求を受け入れることとなった。

一方、30万人以上の自治体では、事業所税が課せられる。旧静岡市は、既にこれが課せられていたが、旧清水市ではこれがなく、その取り扱いが議論となった。当然、静岡市側は、決まり通りの課税を主張したが、清水市側は、これに強く抵抗し、結果的に、合併年度を含め、6

年間の課税免除を決定したが、試算によると、課税した場合の税収は年間約15億円、6年間で約90億円に達する。

#### (4) 最大の転機

静岡市と清水市が合併し、人口約70.6万人の新「静岡市」が誕生した。現在、平成17年4月の政令指定都市への移行を目指し、着々と準備を重ねている。これまで、政令指定都市の指定要件は、人口約80万人以上とされていたが、政府の市町村合併推進本部（本部長：片山虎之助総務大臣）は、平成13年8月30日に決定した「市町村合併支援プラン」の中で、政令指定都市の指定要件を、市町村合併の場合に限り、70万人程度まで引き下げる方針を示した。そのことが、静岡・清水の合併に、大きく作用したことは、疑いようのない事実である。

## 2. 環浜名湖政令指定都市構想について

### (1) 環浜名湖政令指定都市構想とは

平成14年7月に浜松市が提唱した、4市6町（浜松市、浜北市、湖西市、天竜市、舞阪町、新居町、雄踏町、細江町、引佐町、三ヶ日町）による構想である。仮に実現すれば、人口約82.9万人、面積約817.51km<sup>2</sup>の都市となり、新「静岡市」より人口規模の大きい、再び県下一の人口規模を誇る都市となるとともに、当然、政令指定都市の指定要件もクリアすることとなる。この構想は、明らかに、新「静岡市」を始めとする他都市との都市間競争を意識したものである。そして、その都市ビジョンとして、「環境と共生するクラスター（＝ぶどうの房）型政令指定都市・環浜名湖市」を掲げ、圏域のシンボルである浜名湖を始め、天竜川、遠州灘、北部の山々など、水と緑に代表される豊かな自然環境と市民主体の活発な経済・文化・社会活動が共生する都市をめざす。

### (2) 環浜名湖政令指定都市構想研究会について

現在、環浜名湖政令指定都市構想研究会が、環浜名湖政令指定都市構想の10市町に加え、春野町、佐久間町、水窪町、龍山村の4町村が参加し、磐南5市町村（磐田市、福田町、竜洋町、豊田町、豊岡村）もオブザーバー参加するかたちで発足している。そして、そこでは、各市町村の行政サービス水準の比較や政令指定都市実現の場合のメリット・デメリットといった合併及び政令指定都市実現の是非を判断する諸条件の研究を行うとともに、研究会の全面公開、ホームページによる広報、更にはパンフレットの作成などを通じ、調査・研究内容の住民への情報公開を行うとともに、意見募集等を行っている。

### (3) 環浜名湖政令指定都市実現までのスケジュール

研究会では、平成15年8月頃、各市町村議会での議決を経て、法定合併協議会の設置を目指している。そして、そのおよそ1年後の平成16年9月から12月には、合併協定書の調印を行い、各市町村議会での議決を経て、合併に向けた具体的な手続きに入り、合併特例法の期限内における合併の実現を期している。当然、その更に2年後の政令指定都市実現を視野に入れている。

## おわりに

合併特例法の有効期限である平成17年3月31日まで、いよいよ2年を切った。当会は、昨年、2001年度報告書の中で、「まず、前橋、高崎の合併を」～県央地域の政令指定都市実現をめざして～を提言させて頂いた。その後、メディアでも大きく取り上げて頂いたこともあり、前橋・高崎の合併については、市民レベルでも徐々に認識が高まりつつあるが、前橋・高崎両青年会議所では、平成15年、前橋・高崎の合併を視野に入れた「夢のある県央都市創造委員会」をそれぞれ立ち上げ、連携してこれに取り組んでいる。果たして、合併特例法期限内における前橋・高崎の合併の可能性は、残されているのであろうか。

静岡市での視察の際、前橋・高崎の合併を巡る状況を説明し、合併特例法の期限内における前橋・高崎の合併の可能性について、客観的な意見を求めたところ、静岡・清水の法定合併協議会での4年間の議論のうち、実質的な中身の濃い議論は、最後の2ヶ月程であったという認識を例に出し、まだまだ十分間に合うとの見解を示して頂いた。

また、環浜名湖政令指定都市構想に向けた法定合併協議会の立ち上げは、今夏以降に予定されており、更に、政令指定都市を念頭に置いた合併を目指す他の地域においても、具体的な議論はこれからというところが多いように見受けられる。

合併特例法にはいろいろな見方があるが、総じてメリットが大きいと捉えている。やはり、この好機を捉え、あらゆる可能性を排除することなく、市民を巻き込んだ合併論議が尽くされることを期待したい。

### 【注】

- 1) 平成14年6月1日現在の住民基本台帳による
- 2) 同上
- 3) 同上